

補助金を活用するにあたっての留意事項

- ・ 交付決定日より前に支払いした費用については、対象経費に含まれません。
(防災資格取得費用助成事業を除く)
- ・ 1団体が自主防災組織活動事業を活用できる回数は、**毎年度1回**です。
- ・ 1個人が防災資格取得費用助成事業を活用できる回数は、**各資格ごとに1回**です。
- ・ 事業実施後の完了報告においては、**領収証及び明細書の写し、研修会・訓練の様子のわかる写真、購入物品や工事前後の写真を提出する必要があります。**
- ・ 自主防災組織活動事業補助金を活用するにあたっては、その対象は自主防災組織となりますので、組織化していない場合は、「**自主防災活動届出書**」と、**その活動がわかる団体規約**を提出ください。
- ・ 各年度予算の範囲内においての執行となりますので、ご注意ください。

【紹介】防災・減災に関する出前講座

地域で防災・減災についての研修・勉強会を実施するにあたっては、ぜひ市の出前講座をご活用ください。

事前に実施内容や地域の実情をお聞きして、できる限り希望に沿った内容を市の職員が行います。

- 例) 1. ハザードマップの見方について
2. 避難するタイミングについて
3. 家庭での備蓄について
4. 避難所の備蓄品について 等

講座のほかにも、市の備蓄品や資機材の紹介・体験をすることや避難所運営を想定したゲーム(避難所運営ゲーム[HUG])を実施することもできます。また、土日・祝日や夜間での講座も行っていますので、お気軽にお申込みください。

詳しくは、防災対策室までお問合せください。



出前講座の様子



避難所備蓄品体験の様子

問合先

〒068-8686 岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号
岩見沢市 総務部防災対策室防災対策係
TEL : 0126-35-4823(直通) FAX : 0126-23-6019
E-Mail : bousai@city.iwamizawa.lg.jp

防災活動支援補助金の概要

～災害時に共に助け合う地域を目指そう～

地域で助け合う体制づくり

近年、日本各地で異常気象による豪雨、大地震などの災害が頻繁に発生しています。

災害はいつやってくるかわかりませんが、実際に災害に直面した時に重要となるのが、**迅速な避難行動と地域での支援体制**です。

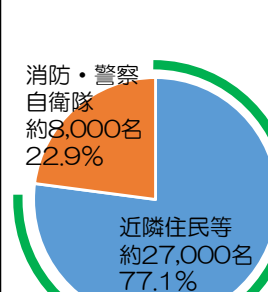
自力で避難することが難しい方に対しては、同じ地域に住む方々が手を差し伸べることで、最悪の事態を免れることができます。

また、災害の規模が大きいほど、市や消防などの公的機関からの救助・支援が届くまでに時間がかかります。

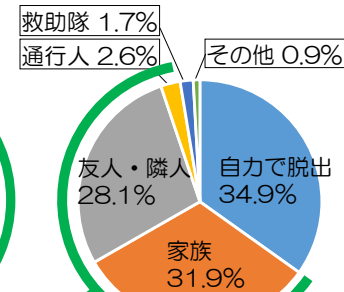
阪神淡路大震災においては、多くの方が地域や家族の力で助かっていることから、それぞれの地域において、災害時に助け合う体制をつくっておくことが大切です。

阪神淡路大震災における救助の内容

救助の主体と救出者数



生き埋めや閉じ込められた際の救助主体



多くの人が地域や家族の力で助かりました

(出典：(社)日本火災学会・兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書)

防災活動支援補助金とは

地域の防災力を高めるためには、まずは、地域のみなさんで防災・減災について学び、防災訓練や地域の実情に応じた体制づくりに取り組む必要があります。

また、地域の防災活動の中核となるリーダーを育成するとともに、必要な備品や資機材を準備しておきましょう。

岩見沢市では、これらの活動に要する費用の一部を、防災活動支援補助金として支援します。

対象となる経費や限度額、申請に必要な書類については、次のページをご覧ください。詳しくは、市防災対策室にお問合せください。

地域の防災力を高める取り組み

- (1) 地域の防災活動に必要な備品や資機材を準備する
- (2) 防災・減災について学び、防災訓練を行う
- (3) 地域の防災リーダーを育てる



- ・地域の防災活動に必要な備品や資機材を準備する
- ・地域で防災・減災について学び、災害に備えて訓練を行う

地域で行う防災活動に取り組むなかで、高齢者や障がい者などの要支援者への避難誘導の支援や、地域で必要となる物資や資機材の備蓄も、いざという時のために準備しておくことが大切です。

また、地域で行う防災活動は、地域をよく知っているからこそ「細やかな対応ができる」、現場の近くにいるからこそ「迅速な対応ができる」というメリットがあります。

顔の見える関係をとおして、地域密着の取り組みにより、自らのコミュニティだからこそできる活動に取り組むことが必要です。

自主防災組織活動事業

自主防災組織が災害時の避難誘導や、地域の一時避難待機施設での避難者の受入れに必要な資機材の購入費や、地域の防災力向上のための研修会等に係る費用に対し補助する事業です。

【補助対象（団体）】

▼自主防災組織

※自主防災組織が未設置の町会・自治会、地区町会連絡協議会が活用する場合は、事前に自主防災組織の認可を受ける必要があります。

※複数での自主防災組織の申請も認められますが、その場合には、代表する自主防災組織が手続きをしてください。

【補助金額】

▼基礎額 100,000円

▼加算額 500世帯を超える場合、500世帯を超えた100世帯ごとに10,000円を加算する。

（令和7年度防災活動支援補助金取扱要領を参照）

※複数組織での申請の場合は、その合算世帯数とする。

【対象経費】

1. 防災に関する資機材等の整備に要する次の費用

①消耗品費

※消耗品のうち、飲料水等の食料品も補助対象とするが、その場合の補助率は50%とし補助上限額を25,000円とする。

②備品購入費

③工事費（資機材の保管に必要な物置の設置工事など）

④使用料・賃借料（資機材の保管に必要な場所の賃借料）

⑤振込手数料

2. 研修会に要する次の費用

①報償費（講師への謝礼）

②交通費（講師派遣に係る交通費[公共交通機関利用に限る]）

③消耗品費（資料作成等に使用するために購入した事務用品）

④使用料・賃借料（訓練や研修に必要な会場使用料や物品の賃借料）

※参加者へのお茶代についても対象とするが、その場合の補助率は50%とし補助上限額を25,000円とする。

補助金の申請に必要な書類

①防災活動支援補助金交付申請書

②防災活動計画書

③添付書類

・支払予定金額及び物品の規格がわかる書類

（見積書、カタログ、ホームページの写しなど）

・使用料・賃借料の積算根拠となる書類

（保管場所の土地・建物に係る使用料や賃借料の賃借契約書、地図及び写真など）

・工事費の積算根拠となる書類

（地域防災倉庫等の設置を行う現場の地図及び写真、工事内容のわかる図面など）

・団体規約

・講師の経歴、交通費の積算根拠となる書類

（講師の派遣元（会社又は自宅）から会場までの行程表、JR・バスの運賃表など）

・使用料・賃借料の積算根拠となる書類（会場使用料や物品賃借料は、会館使用料金表の写しなど）



地域の防災リーダーを育成する

地域で防災活動を担う人材は、自らが防災に関する基本的な知識や技術を身につけるとともに、平常時には地域の安全や防災知識の普及、防災資機材の整備に対する助言など、様々なことについて日頃から住民の防災意識を高める取組みの推進を担います。地域でもこうした人材を育成することは地域の減災につながり重要となりますので、役員の方など積極的な防災資格の取得をお願いします。

防災資格取得費用助成事業

自主防災組織や町会の防災訓練、地域での防災講座といった地域防災活動において中核を担う人材「適切に指導し率先して行動してくれる地域のリーダー」を育成するため、防災資格の取得に要する費用に対し補助する事業です。

【補助対象（個人）】

岩見沢市に居住する方で、申請の前一年の間に**防災に関する資格**を取得し、今後、地域の防災活動に携わる意欲のあるかた。

【主な防災に関する資格】

「防災士」

NPO法人日本防災士機構が認証する民間防災資格受講料・受験料・登録料を合わせて60,000円程度で取得可能「地域防災マスター」

北海道が認定する防災資格で認定研修会を受講すると認定（受講無料）

【補助金額と対象経費】

資格取得に要した次の費用

①受講料

②受験料

③登録料（取得時に要するものに限る）

④写真代

⑤振込手数料

※交通費・宿泊等の費用は自己負担となります。



補助金の申請に必要な書類

①防災活動支援補助金交付申請書

②防災活動計画書

③資格取得を証明する書類

④受講料等の領収書または振込書

